

放送番組等の収集・保管等に関する業務

(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課)

1. 事務・事業の概要

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）では、放送番組等を収集・保管等する業務を行うものを、全国に一を限って「放送番組センター」として指定できることとしています。

放送番組等を収集・保管等する業務とは、具体的には、以下の業務を指しません（放送法第 168 条）。

- ① 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること。
- ② 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。
- ③ 放送番組に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること。

2. 指定、登録等の基準

放送番組等の収集・保管等に関する業務を行う「放送番組センター」の指定の基準は、放送法第 167 条で規定されています。

○放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

（指定）

第六十七条 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の申出をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第七十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けたセンターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益財団法人放送番組センター	2020005010222	平成3年 2月18日	(住所) 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 11 番地 (電話) 045-222-2881 (URL) https://www.bpcj.or.jp/	放送法に基づく条件を満たしているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
料金等の設定については、法令等での規定はなく、国が関与することとはされておられません。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和6年9月1日現在）
特段の改善を要するものではありません。

7. 政策評価
別添のとおり